

## 福島県国民健康保険団体連合会総会議事録

令和6年2月26日、次により福島県国民健康保険団体連合会の総会が開催された。

- 1 日 時 令和6年2月26日(月) 午後1時30分より  
午後2時32分まで
- 2 場 所 福島市鎌田字卸町10番の1  
ウィル福島アクティおろしまち 1階 コンベンションホールB
- 3 出席者 出席保険者 35 保険者  
委任状提出の保険者 27 保険者  
事務局 9 名  

---

計 71 名
- 4 会議の目的事項  
[報告事項]  
報告第1号 引当資産の専決処分について  
報告第2号 令和5年度補正予算の専決処分について  
[議決事項]  
議案第1号 令和5年度引当資産の処分について  
議案第2号 令和5年度一般会計歳入歳出補正予算(第2号)  
議案第3号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第5号)  
A 業務勘定  
議案第4号 令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算(第2号)  
A 業務勘定(後期高齢)  
議案第5号 令和5年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算(第2号)  
A 業務勘定(介護)  
議案第6号 令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算(第2号)  
A 業務勘定(障害者総合支援)  
議案第7号 令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳出補正予算(第2号)  
A 業務勘定(特定健診・特定保健指導)  
議案第8号 令和5年度レセプト点検業務特別会計歳出補正予算(第2号)  
議案第9号 令和6年度事業計画  
議案第10号 令和6年度負担金及び手数料等  
議案第11号 令和6年度積立資産及び引当資産の処分について

- 議案第 12 号 令和 6 年度一般会計歳入歳出予算
- 議案第 13 号 令和 6 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算
- A 業務勘定
- B 国民健康保険診療報酬支払勘定
- C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
- D 出産育児一時金等に関する支払勘定
- E 抗体検査等費用に関する支払勘定
- 議案第 14 号 令和 6 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算
- A 業務勘定（後期高齢）
- B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
- C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）
- 議案第 15 号 令和 6 年度国保基金特別会計歳入歳出予算
- 議案第 16 号 令和 6 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算
- A 業務勘定（介護）
- B 介護給付費等支払勘定
- C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）
- 議案第 17 号 令和 6 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算
- A 業務勘定（障害者総合支援）
- B 障害介護給付費等支払勘定
- 議案第 18 号 令和 6 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算
- A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
- B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
- 議案第 19 号 令和 6 年度妊婦健康診査委託料支払特別会計歳入歳出予算
- 議案第 20 号 令和 6 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出予算
- 議案第 21 号 令和 6 年度職員退職金特別会計歳入歳出予算
- 議案第 22 号 令和 6 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について
- 議案第 23 号 役員の補欠選任について

[そ の 他]

## 5 会議の状況と顛末

### (1) 開 会 （午後 1 時 30 分）

添田副会長（天栄村長）が次のとおり開会のことばを述べた。

只今より福島県国民健康保険団体連合会の通常総会を開会いたします。どうぞよろしくお願ひします。

### (2) 挨拶

国保連合会会長の二本松市長、三保でございます。皆様方には御多用の中、本日の総会に

御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、国保連合会の運営にあたりましては、日ごろより格別の御理解と御協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて、我が国は、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度を通じて、高い保健医療水準を実現してまいりましたが、少子化・長寿化の進展や医療の高度化に伴う医療費の増加等により、保険財政とその運営は一層厳しさを増しております。

このような中、国においては「全世代型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」を公布し、全ての世代で幅広く社会保障制度を支え、安心を構築するための改正が行われました。子ども・子育て支援を拡充する一方、高齢者の保険料負担割合を見直すとともに、都道府県医療費適正化計画において、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関することを必須事項としております。さらには、マイナ保険証の促進や、全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化など、医療 DX への取り組みが今後益々、加速してまいります。

そのような状況におきまして、本会といたしましても、「皆保険を支える力になるために」との基本理念のもと、地域の医療・保健・介護・福祉を総合的に支える専門機関として、都道府県並びに市町村保険者のニーズに沿った、質の高い保険者サービスを提供するとともに、透明で健全な事業運営に取り組むことにより、満足され、信頼される、本会の役割と責任を果たしてまいり所存でございます。皆さまにおかれましては、本会に対します引き続きの御支援と御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本日の総会は、令和6年度の事業計画及び予算、そして新役員の選任など、協議案件が多数ございます。慎重なる御審議の上、御承認を賜りますよう重ねてお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### (3) 出席者報告

司会より本総会の出席者数及び本総会が成立する旨報告した。

|           |        |
|-----------|--------|
| 現在の保険者数   | 62 保険者 |
| 出席保険者数    | 35 保険者 |
| 委任状提出保険者数 | 27 保険者 |

### (4) 議 事

事務局の推薦により澤村村長（平田村）が議長になり議事に入った。その際議長より、議事録署名人については議長が署名することになる旨説明した。

#### [報告事項]

報告第1号 引当資産の専決処分について

報告第2号 令和5年度補正予算の専決処分について

ア. 議長が報告第1号及び報告第2号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 事務局参事兼総務課長が報告第1号及び報告第2号について次のとおり説明を行った。

報告第1号及び第2号につきまして、一括で御報告させていただきます。

いずれも、本来であれば、本総会における議決事項となるものでございますが、本会の規約及び国保法の規程に基づきまして、会長または理事会に認められております専決処分を行っておりますので、本総会におきまして御報告を申し上げますのでございます。

議案書1ページをお開き願います。

まずはじめに、報告第1号は、「引当資産の専決処分について」となります。

本会規約第33条の2によりまして、会長の専決処分により、当該事務を進めさせていただきました。下記のとおり、1、処分をさせていただきましたのは、減価償却引当資産でございます。専決の理由でございますが、国保情報集約システム、こちらは、平成30年の国保県域化に伴い導入・稼働したシステムとなりまして、県内被保険者の資格情報を集約管理し、転居に伴う世帯の継続性などの判定・管理を行うシステムでございます。令和5年度のシステム機器更改にあたりまして、開発元の国保中央会へ支払うべき初期構築負担金支出のため、稼働当初から積み立てておりました減価償却引当資産を処分する必要がございました。

続く2ページに、会長に決裁をいただきました際の議案書を載せております。1番に記載のとおり、処分金額7,228万1,000円につきまして、令和5年9月29日に三保会長にお認めいただきまして、処分をさせていただきました。

なお、3番及び4番に専決処分の理由を改めて載せておりますが、本来であれば令和5年度当初予算において考慮すべきところではございましたが、申し訳ございません。当時失念をしておりまして、納付期限が迫り、急ぎ対応が必要になったものでございます。今後、次年度予算編成時の確認方法を見直し、漏れのないよう徹底をしてまいります。

続きまして、3ページを御覧ください。

報告第2号は、「令和5年度補正予算の専決処分について」となります。1と2、二つに分けて記載をしておりますが、いずれも令和5年度の国保関連の会計となる診療報酬審査支払特別会計、業務勘定の補正でございます。

一つ目が、こちらは今ほど第1号で処分いたしました資産を繰り入れて、国保中央会へ支出するため、予算の補正をさせていただいたものでございます。先ほど御説明したとおり、処分量の7,228万1,000円を歳入・歳出に補正することについても併せて、9月29日に会長に御承認をいただきました。

二つ目は、令和5年度に保険者からの要望を受けまして、結核及び精神疾患に係る医療費の割合が高い保険者に対しまして、国から交付されます特別調整交付金でございますが、県への申請を代行・支援する業務を受託することになりまして、業務の着手、システム運用委託業者との契約を急ぐ必要がありました。そのため、こちらは書面による理事会を、令和5年9月29日付けで開催をさせていただきまして、御承認をいただき、事業経費歳入・歳出3,224万円の補正をさせていただきました。

4ページ以降に、会長及び書面理事会でそれぞれ御承認をいただきました二つの議案資料を添付しておりますので、のちほど御参照いただければと思います。

以上、報告第1号引当資産の専決処分報告第2号令和5年度補正予算の専決処分の内容につきまして御報告をさせていただきました。御了承いただけますよう、よろしく願いいた

します。

ウ．議長が報告第1号及び報告第2号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、事務局報告のとおり了承願いたいと述べた。

[議決事項]

議案第1号 令和5年度引当資産の処分について

議案第2号 令和5年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）

議案第3号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第5号）

A 業務勘定

議案第4号 令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第2号）

A 業務勘定（後期高齢）

議案第5号 令和5年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第2号）

A 業務勘定（介護）

議案第6号 令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第2号）

A 業務勘定（障害者総合支援）

議案第7号 令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳出補正予算（第2号）

A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）

議案第8号 令和5年度レセプト点検業務特別会計歳出補正予算（第2号）

ア．議長が議案第1号から議案第8号までを一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ．事務局参事兼総務課長が議案第1号から第8号までについて次のとおり説明を行った。

総務課長の後藤と申します。よろしくお願ひいたします。

議案第1号から議案第8号までの令和5年度、各会計の補正予算について、一括で御説明申し上げます。

議案書とは別に用意してございます、説明資料①に、お伝えしたい要点をまとめておりますので、こちらで御説明をさせていただきます。

説明資料①表紙をおめくり願ひます。

はじめに1ページになりますが、議案第1号「令和5年度引当資産の処分」と議案第2号「令和5年度一般会計歳入歳出補正予算」は関連いたしますので、併せて御説明いたします。

まず、資料の一番下、4番の補正理由さらにその下の米印の記載を御覧いただきたいと思います。

本会で現在使用しております公用車、3台保有しているうちの2台について、間もなく車検を控えておりますが、近年頻発する故障に伴う維持費の急増ですとか、下取りがある程度見込めるうちに、ということなどを考慮しまして、今回買い替えをさせていただくことといたしました。

まず議案第1号は、資料の先頭に戻っていただきますが、買い替えにあたりまして、前回購入時から積み立てておりました、1、減価償却引当資産の620万1,000円を、3月1日付けで取り崩し、処分させていただきますことについて、御認定を賜りたく存じます。

2番、引当資産の会計別処分額ですが、今回は一般会計の資産分のみ処分となります。

続いて、その下3番からが議案第2号の一般会計の予算補正となりますが、今ほどの資産処分を認定いただきましたら、左側歳入の減価償却引当資産繰入金、右側歳出の備品購入費にそれぞれ同額の620万1,000円を増額補正とし、購入費用の支出をさせていただきます。また、もう一つ、一般会計の予算補正となりますが、歳出欄に記載のとおり、財政調整基金積立資産、こちらは事業運営上の不測の事態に備え、積み立てを行っている資産となりますが、令和5年度の決算見込みの状況から、当初予算6,500万円から7,000万円に積立の増額が可能と判断いたしまして、予備費から500万円を増額補正させていただきます。

以上が、令和5年度一般会計の補正となります。

続きまして、資料2ページをお開きください。

議案第3号は、令和5年度診療報酬審査支払特別会計いわゆる国保会計の、業務勘定の予算補正でございます。

まず、表の下、2番、補正理由(1)を御覧いただきたいと思いますが、開発元である国保中央会へ支払う予定でありました国保情報集約システム開発負担金とありますのは、先ほどの報告事項で御説明いたしました会長専決により資産の処分、予算の補正をさせていただいたものでございます。結果的に、中央会へ支出する負担金が減額されたことに伴いまして、上の補正内容、表の右側にあります歳出のシステム開発負担金を3,027万1,000円減額し、一方左側、資産を処分し繰入金への歳入としておりました同額を減額し、資産へ積み戻すことといたします。

さらに同じく業務勘定におきまして、先ほどの一般会計同様となりますが、財政調整基金積立資産を191万9,000円増、業務勘定の財政調整基金は、国通知によりまして、手数料収入の10%を限度とするとされておりますが、当初予算より収入が若干伸びる見込みとなりました分、補正をし、上限まで積み増しをさせていただきます。

さらに、ICT積立資産積立金、こちらは補正理由(3)に記載のとおり、ICTやAIを活用したコンピューターチェックの導入等による審査支払業務等の更なる高度化・効率化の取り組みに充てる際、保険者に更なる負担をいただかないよう積み立てをしているものでございますが、決算見込みから5,000万円の積み増し。それぞれの積立増額分を合わせまして、予備費を5,191万9,000円減額補正いたします。

続きまして、3ページは、議案第4号後期高齢者医療にかかる業務勘定でございます。

補正理由の(1)ですが、後期高齢者医療広域連合で業務を行う基幹システムとなる電算処理システムですが、機器更改にかかります導入支援業務を令和5年度に、広域連合からの受託を予定しておりましたが、システム開発側の遅れによりまして、令和6年度へ延期されることになりました。このことに伴いまして、1の補正内容を御覧いただきたいと思いますが、広域連合からの歳入を予定しておりました手数料6,045万7,000円を減額補正し、その右側、電算会社へ支払う予定でありました歳出同額を減額いたします。さらに先ほどの国保会計同様となりますが、決算見込みの状況から、ICT積立資産を3,700万積み増しいたします。

続いて4ページをお開き願います。

議案第5号は介護保険の業務勘定でございます。

同じく2番の補正理由を御覧いただきまして、(1)電子証明書発行手数料、こちらは介護事業所がインターネットを使用して本会へ請求するにあたりまして、セキュリティを確保するために電子証明による認証の仕組みが必要となります。事業所側でその電子証明書を国保中央会より取得するための発行手数料を本会で受け払いしております。

新規取得時及び3年おきの定期更新の際にかかる費用となりますが、当初予算時に見込みました事業所数を現時点で大きく上回っておりまして、年度末までには予算不足が見込まれております。歳入・歳出をそれぞれ500万円増額補正させていただきます。さらに、他の会計同様となりますが、決算見込みから、財政調整基金積立金を200万円、予備費から積み増しをいたします。

続いて、5ページは、議案第6号障害者総合支援にかかる業務勘定となります。

こちらにも介護と同様に障害サービスを提供する事業所における電子証明書発行手数料が、想定を上回りまして、歳入歳出それぞれ200万円の増額補正を行います。さらに、減価償却引当資産、少額ではありますが、118万4,000円を、決算見込みから積立可能と判断し、補正をさせていただくものでございます。

続きまして、6ページの特定健診会計、7ページのレセプト点検会計、につきましては、歳出のみの補正となりますが、これまでの説明同様、令和5年度の決算見込みから、ICT積立資産をそれぞれ特定健診会計で300万円、レセプト点検会計で200万円、積み増し、増額補正させていただきます。

以上、議案第1号から議案第8号、引当資産の処分を含め、令和5年度各会計歳入歳出補正予算について御説明をさせていただきました。御認定、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ. 議長が議案第1号から議案第8号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第9号 令和6年度事業計画

議案第10号 令和6年度負担金及び手数料等

ア. 議長が議案第9号から議案第10号まで一括して事務局に説明を求めた。

イ. 事務局長が議案第9号から議案第10号までについて次のとおり説明を行った。

それでは、議案第9号並びに議案第10号について、一括して御説明申し上げます。

はじめに、「令和6年度事業計画」につきまして、議案書の44ページを御覧ください。

「第1 基本方針」とございますが、こちらは、本会の「第2次中期経営計画」に基づく三つの基本方針であり、方針ごとに重点事業を計画しております。なお、令和6年度は「第2次中期経営計画」の最終年度となるため、3か年での事業の実施状況を整理するとともに、次期計画の策定を見据え各種事業を実施してまいります。

次に、「第2 重点事業」でございますが、基本方針の1「保険者事業運営の支援」では4つの事業がございます。「(1) 審査業務の充実・強化と支払業務の着実な実施」の「イ 支払業務の着実な実施」では、医療機関から提出された診療報酬明細書を受付する際のエラー

チェック等システムを、令和6年4月より、社会保険診療報酬支払基金と共同利用するため、安定運用を図り着実な支払業務を実施いたします。

次に45ページを御覧ください。

「(2)療養費の適正化に向けた支援」では、「ア あはき療養費の業務拡大」として、あんま・マッサージ・はり・きゅう業務につきまして、現在、各保険者にて行っております受付業務を令和6年4月より本会で受託し、審査委員会を新たに設置いたしまして、保険者の事務負担軽減を図ってまいります。

また、(4)の「KDBシステム利活用支援とデータ分析事業の拡大」の「イ 第3期国保データヘルス計画策定支援」では、本年度、策定に関する支援をさせていただきましたが、令和6年度は、保険者がその計画に沿って保健事業が進められるよう、効果的な運用方法の研修会等を開催してまいります。

46ページを御覧ください。

基本方針の2「新たなニーズ・課題への取り組み」は3事業ございますが、(3)を御覧ください。(3)の「デジタル社会に適応したシステム更改」では、本年度、国保総合システムをはじめ三つのシステムがクラウド化され、保険者の皆さまには、お忙しい中システム更改のたびにシステム入れ替えやテスト等に御協力いただいておりますこと、感謝申し上げます。現在は、クラウド化されたシステムの安定運用に努めておりますが、さらに、令和7年度にアの中段に記載しております、後期高齢者医療請求支払システム、特定健診等データ管理システム、及びイに記載の介護保険障害者総合支援システムの更改を予定しており、令和6年度は更改に向けて各種準備作業を円滑に進めてまいります。

47ページを御覧ください。

次に、基本方針の3「健全で効率的な組織運営への取り組み」も3事業ございます。特に(2)「持続可能かつ健全な財政運営」の「ア」に「会計の収支均衡」、イに「積立金の確保」とございますが、適正な手数料、負担金の推計を行い、今後進んでまいりますDX化、ICTを活用したシステム化、また不測の事態等にも備え、安定的な財政運営とするため、先ほど説明がありました適切な積立金の確保に努めてまいります。

48ページを御覧ください。

説明は割愛させていただきますが、ここからは第3基本事業といたしまして、基本方針ごとに各事業を記載しております。令和6年度は、審査、療養費、保健事業など組織を一部改正し、重点事業、基本事業ともに確実に実施してまいります。

議案第9号の説明は以上となります。

続きまして、議案書の54ページを御覧ください。

議案第10号「令和6年度負担金及び手数料等」につきまして、改定及び新設いたしたい手数料についてのみ御説明申し上げます。

なお、改定及び新設いたしたい手数料には下線を引いております。

はじめに、項番2、審査支払手数料でございますが、55ページを御覧ください。「(2)療養費等」の中のあはき療養費手数料につきましては、新たに受付業務の受託、審査委員会の

設置に伴いまして、1件当たり48円を70円に引き上げたいものでございます。なお、米印にありますように、審査を委託しない場合は54円といたしたいものでございます。

次に、下段の項番5介護保険に係る手数料につきましては、昨年度より介護主管課長会議等で御説明いたしておりますが、システムクラウド化に伴い国民健康保険中央会へ納付する負担金が増額となることにより、(1)の介護保険審査支払手数料の4つの区分を1件当たり63円から66円30銭へ引き上げたいものでございます。

また、56ページとなりますが、

(2)の「介護保険保険者共同処理手数料」の償還払給付額管理処理及び市町村特別給付等支払処理につきましても、1件当たり63円から66円30銭へ引き上げたいものでございます。その下、区分三つ目の介護給付費圧着封筒作成処理は、介護サービスの利用状況及び費用について受給者の方へお知らせするもので、圧着封筒形式で作成いたしますが、原材料等の高騰、またその他にこのお知らせする事業が厚生労働省における介護適正化計画の指針において、主要5事業から除外されております。それに伴い委託市町村の減少もあり、1件当たり57円20銭から75円90銭へ引き上げたいものでございます。

57ページを御覧ください。

項番19の「国保情報集約システム手数料」につきましては、国の通知に基づく「手数料算定の考え方」により毎年度手数料をお示ししており、令和6年度は、クラウド化に伴う保守費用等の縮減により、現行9円86銭から引き下げ8円65銭といたします。

次に、項番22「国保データベース(KDB)システム負担金」につきましては、システム運用費用等を御負担いただいておりますが、システムクラウド化に伴う運用業務費用縮減等により、(1)福島県は20万9,000円を19万4,000円に、(2)福島県を除く保険者及び(3)の後期高齢者医療広域連合は、一人当たり32円25銭を30円73銭に引き下げといたします。また、新設いたしたい(4)の介護保険者につきましては、国保、後期と同様であるシステム運用費用、それから介護保険者のKDBシステム利活用事業費用について、こちらも昨年度より会議等で御説明いたしており、介護第1号被保険者一人当たり2円75銭の御負担をお願いしたいものでございます。

只今御説明いたしました以外の負担金・手数料等につきましては、本年度と同額といたしたいものでございます。

以上、議案第9号並びに議案第10号について一括して御説明いたしました。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第9号及び議案第10号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第11号 令和6年度積立資産及び引当資産の処分について

議案第12号 令和6年度一般会計歳入歳出予算

議案第13号 令和6年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定

B 国民健康保険診療報酬支払勘定

- C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
  - D 出産育児一時金等に関する支払勘定
  - E 抗体検査等費用に関する支払勘定
- 議案第 14 号 令和 6 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算
- A 業務勘定（後期高齢）
  - B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
  - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）
- 議案第 15 号 令和 6 年度国保基金特別会計歳入歳出予算
- 議案第 16 号 令和 6 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算
- A 業務勘定（介護）
  - B 介護給付費等支払勘定
  - C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）
- 議案第 17 号 令和 6 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算
- A 業務勘定（障害者総合支援）
  - B 障害介護給付費等支払勘定
- 議案第 18 号 令和 6 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算
- A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
  - B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
- 議案第 19 号 令和 6 年度妊婦健康診査委託料支払特別会計歳入歳出予算
- 議案第 20 号 令和 6 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出予算
- 議案第 21 号 令和 6 年度職員退職金特別会計歳入歳出予算
- 議案第 22 号 令和 6 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について

ア. 議長が議案第 11 号から議案第 22 号までを一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 事務局参事兼総務課長が議案第 11 号から第 22 号までについて次のとおり説明を行った。

議案第 11 号から議案第 22 号までの令和 6 年度歳入歳出予算に関連します議案につきまして、一括で御説明させていただきます。

議案書、引き続き 59 ページを御覧ください。

まず、議案第 11 号令和 6 年度積立資産及び引当資産の処分について、1 枚おめくりいただきまして 60 ページをお開きください。

この議案は、国が定めます基準・条件に基づき積み立てを行いました、令和 5 年度末日時点で保有いたします本会の各種資産について、令和 6 年度の当初予算に繰り入れをするために行います処分について、認定を求めるものでございます。

記載の三つの資産について、それぞれ処分を行います。

一つ目は、財政調整基金積立資産。処分金額は 2 億 5,103 万 9,000 円でございます。処分金の用途は、事業運営上の不測の事態による収入減を補填することを目的に保有しておくものでございます。国の定め、運用方法に従いまして、令和 5 年度末に積み立てした全額をいったん処分し、令和 6 年度当初予算各会計へ繰り入れいたします。

二つ目は減価償却引当資産でございます。システム機器等の購入後に、次の買い替え時の経費に充てるため、毎年積み立てを行っております資産となりまして、(3)に記載のとおり、3月末時点で8億6,200万円ほどを保有することになりますが、そのうち(1)に記載の2億5,334万7,000円を取り崩し処分いたします。処分金の用途は減価償却資産取得支出のためとなっておりますが、令和6年度に予定をしております各種システム機器更改等のための経費、財源といたします。

三つ目は、ICTを活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産、でございます。冒頭、予算の補正、積み増し等の御説明をさせていただきましたが、令和5年度に積み立て、保有することとなります2億5,100万円をいったん処分し、改めて令和6年度予算の各会計で保有いたします。

おとなり61ページに、只今御説明しました資産について、会計ごとの内訳を記載しておりますので、御参照いただければと思います。議案第11号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第12号から議案第22号まで11の議案につきましては、議案書と別に準備をしております説明資料②をもとに、概要・ポイントのみ説明をさせていただきます。

説明資料②の1ページをお開き願います。

福島県国保連合会令和6年度当初予算でございます。

令和6年度予算総額は、6,863億2,026万4,000円、前年度比105.37%、額にして349億8,311万2,000円増の当初予算となりました。ページの中ほどに、各会計の当初予算一覧を掲載しております。

令和6年度の本会会計は一般会計、特別会計を合わせまして10の会計、5つの特別会計は15の勘定で経理いたしております。それぞれ左から6年度予算、右となりに前年度の5年度予算、前年度比を記載しております。会計ごとの予算額の読み上げ、詳細な説明は省略いたしますが、ページの一番下、枠で囲いました、当初予算の状況について、概要をまとめております。本会の予算総額約6,860億円うち、99.4%は支払勘定、「保険者からの納入を受け、医療機関等へ支払う」診療報酬等の受け払いとなっております。

前年度比約350億円の増は、これら診療報酬や介護報酬等の増を見込んだものとなっております。丸の二つ目に記載のとおり、国保診療報酬は、被保険者数、レセプト件数は減少する見込みをしておりますが、直近の伸び率等から試算をした結果、高額療養費が増加。丸の三つ目、後期診療報酬については、高齢者数、レセプト、それぞれ増加し、国保同様、高額療養費が大幅に伸びる試算結果となっております。

また、介護及び障害関係の会計につきましても、記載のとおり、受給者の増加、介護報酬改定の増分なども考慮しまして、それぞれ増を見込んだものとなっております。

続いて、おとなり2ページを御覧ください。

1、主要会計の概要でございます。

今ほど御説明いたしました診療報酬等の受け払い分を除きまして、保険者からの負担金及び手数料を財源とし、本会の業務運営経費を経理いたします主要7会計の状況でございます。ページ上の枠で囲っております、本会の主要7会計の令和6年度当初予算は35億9,489万

7,000円、前年度比100.57%、額にして2,029万3,000円の増となっております。その下に、主要会計ごとの令和5年度予算との比較を載せてございます。会計ごとに増減の差が見られますが、傾向的には表の左側、一般・国保・後期の医療系の会計に比べまして、表右側の介護・障害・特定健診会計が比率的に大きな増となっております。

なお、この主要会計の予算額につきましては、表の下に米印で記載をしておりますが、一般会計や各業務勘定において、保険者からの納入を受け、医療機関等へ支払う受け払いの一部も経理しております。純粋に業務運営にあたる予算のみの集計資料とするため、記載の受け払い分を除いた数字としております。そのため、今ほどの1ページの会計ごとの予算額とは数値が異なっておりますことについて御留意いただきたいと思っております。

さらにその下に、予算の増減をさせております主な要因となっているものを挙げております。

国保・後期の会計につきましては、1段目、前年度となります令和5年度に大きな歳出となりましたシステム機器更改に関する負担金で、約2億6,000万円、2段目、導入にかかる経費で約1億5,000万円合わせて4億円ほどございましたが、更改が終了いたしまして、令和6年度予算ではその分減額となります。

一方で、3段目になりますが、システムの更改を終えまして、新たなシステムがクラウドで稼働しております。クラウド側を運用する国保中央会への負担金という形に変わって、歳出が増となるものがございます。

さらに、特定健診会計、介護・障害会計と、それぞれ、こちらは令和7年度のシステム更改に向けまして、開発元への負担金支出、機器の調達、システム切替のための導入関連業務にかかる経費が大きくなってまいります。

それから、最後、会計全般におきまして、先ほどの予算補正でもお伝えしたとおり、不測の事態に備えた財政調整積立基金、システム関連経費の大きな歳出に備えましたICT積立資産を、それぞれ増額して確保するため、予算を計上している状況でございます。

一番下、主要会計の状況として、記載をしておりますが、被保険者数の減少による一般負担金歳入が減少する一方で、システム開発のための各種負担金の支出増から、依然として厳しい財政状況が続きますが、効率的かつ効果的に事業を進めまして、その他経費の縮減に努めますとともに、これまでの積立金を有効に活用しながら、安定的な財政運営を図っていきたくと考えております。

資料を1枚めくっていただきますと、3ページ・4ページは、今ほど御説明いたしました主要会計の歳入、歳出詳細な内訳となっております。

主な特徴的なところにつきまして、それぞれ資料下の状況にまとめておりますが、歳入で見ますと、まず丸の一つ目、一般負担金、平等割と被保険者数割で各保険者に御負担をいただいておりますが、前年度比で500万円の減となっております。被保険者の減少によりまして、年々負担金歳入は減額されております。ここ5年間の推移をみますと、県全体で約4万5,000人の減少、負担金歳入も1,600万円減額されております。今後も、社会保険の適用拡大の影響も受け、レセプト件数の減少に伴う審査支払手数料の歳入減少も危惧しているところ

ろでございます。

丸の二つ目、負担金歳入でございます。こちらは、後期の業務勘定で増加をしております、後期関連のシステム更改に向けました国保中央会への支出分について、広域連合様に御負担をいただく分の歳入が増えております。

丸の三つ目は、同じく負担金の増要因となりますが、先ほどの手数料・負担金の説明でも触れられましたが、令和6年度より KDB システム負担金を介護保険者にも御負担いただくこととなりますため、増となっております。

4 ページの歳出にかかる状況につきましては、先ほどの全体の増減要因で御説明をした内容と同様となりますので、説明は省略をさせていただきます。

以上、令和6年度本会の当初予算についての説明とさせていただきます。

次の5ページをお開きください。

議案第 22 号「令和6年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について」御説明いたします。

令和6年度、本会の一時借入金の限度額につきましては、項番1に記載の11の会計勘定においてそれぞれ記載の限度額、また、借入条件につきましては項番2から6に記載の5条件にて、お願いするものでございます。

なお、一時借入が保険者に起因する場合、利息につきましては保険者負担とさせていただきます。

以上、本会が借り入れする際の条件等について、国保法に定められました本会総会の議決事項となっておりますため、御承認をいただくものでございます。

以上、議案第11号から議案第22号までの令和6年度当初予算、関連議案につきまして一括で御説明をさせていただきました。御認定、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

ウ. 議長が議案第11号から議案第22号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

#### 議案第23号 役員の補欠選任について

ア. 議長が議案第23号について、事務局に説明を求めた。

イ. 事務局長が議案第23号について、次のとおり説明を行った。

議案第23号「役員の補欠選任について」御説明申し上げます。

議案書の165ページを御覧ください。

前役員の退任に伴い、欠員が生じたため、本会規約第20条及び役員選任規程第3条に基づき補欠役員の選任を求めるものでございます。

選任する役員は、県南地区部会から推薦いただきました宗田雅之鮫川村長でございます。役員の任期は、本日より令和7年3月31日までとなっております。

以上、議案第23号について御説明いたしました。御承認賜りますようよろしく願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第23号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったと

ころ原案のとおり承認決定された。

(5) その他

ア. 議長がその他の事項について常務理事に発言を求めた。

イ. 常務理事がその他の事項について次のとおり説明を行った。

常務理事の林でございます。よろしく申し上げます。私からは、参与兼事務局長の委嘱期間延長について、御報告いたします。

事務局長の百田ですが、参与としての任期が本年3月をもって満了いたします。

つきましては、今月5日に、連合会の参与の委嘱に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、三保会長の御承認をいただき、来る4月から令和8年3月までの2年間、参与としての任期を延長いたしますことを保険者の皆様に御報告いたします。

なお、役職名は、引き続き参与兼事務局長であります。

私からの報告は以上です。

ウ. 議長がその他の事項について、質問・意見等がないか発言を求めたが、発言はなかったため、審議を終了した。

(6) 閉会（午後2時32分）

添田副会長（天栄村長）が次のとおり閉会のことばを述べた。

御提案いたしました議案について、承認をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、福島県国民健康保険団体連合会の通常総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

令和6年2月26日（月）福島市鎌田字卸町10番の1 ウィル福島アクティおろしまちで開催された福島県国民健康保険団体連合会通常総会の顛末は上記のとおり相違ない。

令和 6年 2月 29日

議事録署名人

澤村 和明

㊟